

千早赤阪村と株式会社 FC 大阪との 包括連携に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社 FC 大阪（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、村民サービスの向上及び村域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）村政の PR に関する事
- （2）地域活性化に関する事
- （3）子ども・福祉に関する事
- （4）スポーツ・健康に関する事
- （5）防災に関する事
- （6）その他本協定の目的に沿う事

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、有効期間満了日までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は双方の秘密に関する事項について守秘義務を負う。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月9日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
大阪府千早赤阪村
村長

松本昌親



乙 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番10号
株式会社FC大阪
会長

吉澤正登

